
○1月の邦人に対する犯罪被害例

○身分証明書の携行義務

○シェンゲン域内への移動時の注意（よくある勘違い）

○IDカード取得前のベルギー出入国について

○1月の邦人に対する犯罪被害例

1月中に大使館に届けられた邦人の犯罪被害の件数は、14件であり、今年に入ってから
の被害届出合計数は、1月末現在、14件（昨年同期比：+2）となっています。

今月のコメント！：

※ 地下鉄構内の人気がないところで強盗が発生しています。周囲に人気が無くなった瞬間を狙われた模様ですので、日中であっても油断は禁物です。

※ 空き巣や車上狙いについては、未遂であっても在留邦人への類似被害を防ぐのに、有効な注意喚起となりますので、当館まで情報提供願います。

【被害届分析表】及び【被害例】はこちら
(http://www.be.emb-japan.go.jp/document/higaijirei_2012_01.pdf) をご覧ください。

○身分証明書の携行義務

ベルギーでは、身分証明書（旅行者の場合はパスポート）の携行が義務付けられています。

コピーでは認められず必ず原本が必要になりますのでご注意ください。

なお、身分証明書の提示ができない場合、警察署に連行されることもあります。通常、身元が確認されるまで、警察署に拘束されますので、当国における旅券原本所持について、ベルギー国外から来られる出張者及びご家族等短期旅行者への注意喚起をお願いします。また、旅券を携行される際には、盗難・紛失に十分注意してください。

○シェンゲン域内への移動時の注意（よくある勘違い）

ベルギーで発行された身分証明書のみを携行してシェンゲン域内の国を訪問される方が多く見られます。シェンゲン域内を身分証明書のみで移動できるのは、シェンゲン域内の国籍者であり、我々日本人の場合は、外国人であるため、日本国のパスポートを携行する義務があります。

実際、パスポート不所持として、在ベルギー在留邦人がオランダで当局に拘束された事例や、在ドイツ在留邦人がベルギーで当局に拘束された事例が発生しています。

特に、自家用車や電車による陸路移動の場合は、パスポートを忘れがちですので、ご出発前にご確認ください。

なお、万一、ベルギー以外でパスポート不所持等の理由で当局により身柄を拘束された場合は、希望すれば、拘束の事実を現地の日本国大使館又は総領事館に通報され、担当領事と連絡を取ることとなっています。

○ I Dカード取得前のベルギー出入国について

3ヶ月以上の長期滞在をされる方が、ベルギー入国前にタイプD査証を取得せず入国し、各コミューンでI Dカード申請をされた場合、通常、仮のI Dカード（オレンジ色の紙）が発給されます。仮のI Dカードでは正規の身分証明証とはならないため、ベルギーから出国はできますが、再入国の際にトラブルになる可能性があります（最初のシェンゲン域内に入域の日から6か月の内、最大3か月の間は無査証での短期滞在が認められていますが、既に3か月を超えて滞在している場合、再入国が拒否される可能性があります。）。

特にご家族が無査証で入国し、3か月が経過した時点でI Dカード（カードタイプ）の取得ができておらず、休暇でベルギー国外（シェンゲン域内であっても同様）に旅行される場合は、上記のとおり問題となりますので注意が必要です。無査証での入国の場合、I Dカードを取得するまで数か月（半年以上要しているケースもあり）要しているようですので、ご家族到着後にご旅行を予定されている方は、事前にタイプD査証を取得することをお勧めします。なお、タイプD査証を取得してきた場合は、各コミューンでの手続きは簡素化され、仮のI Dカード発給はなく、無査証よりも早くI Dカードを取得できています。また、タイプD査証上に記載されている入国回数が1回を意味する「01」でなく、数次有効の「MULT」と記載されたタイプD査証であれば、その有効期間内の出入国には問題はありません。